

『高額療養費』の自己負担額上限変更について

いつもお世話になっております。10月も半ばに差し掛かりましたが、まだまだ暑い日が続きますね... ニュースでは熱中症に注意! と呼びかけているのを見かけました。早く秋になってほしいものです。³

さて、今回は「高額療養費」の自己負担額変更についてです。
10/7 厚生労働省が医療費の自己負担額に上限と設けている「高額療養費」制度について、現行3つに分かれている収入区分を5つに細分化する案を提示しました。

現行		厚生労働省案	
年収	月ごとの上限	年収	月ごとの年収
約770万円以上	約15万円	1160万円以上	約25万円
		770万円以上 1160万円未満	約17万円
約770万円未満	約8万円	370万円以上 770万円未満	約8万円
		370万円未満	5万7600円
住民税 非課税世帯	3万5400円	住民税 非課税世帯	3万5400円

この案により、一定以上の収入(770万円以上)がある方は負担増となり、370万円未満の収入の方については負担減ということになります。この案については、年内中に結論が出され、2015年1月からの実施を検討しているようです。

上限が引き下がるのは戻ってくるお金が増えるので喜ばしいのですが、新たに必要になる財源(年間約250億円ほどの見込み)をどこから捻出するのか、政府の意向が気になります。この件につきましては、新たに動きがありましたらお伝えさせていただきます。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。